

閱覽用

令和2年 第8回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年8月4日
神崎市農業委員会

令和2年 第8回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月4日(火) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 國部善典委員 9番 森田壽春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 6件

報告第1号 非農地通知について 1件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の換気と出席者の席間隔の確保、議案書の事前送付などに努めております。本日も円滑な議事の進行について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第8回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。梅雨が明けて、本当に猛暑となりまして、それからコロナもなかなか収束どころかよけいにひどくなったような状態で、皆様どうかお体を大切にされて、この猛暑を乗り切っていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和2年 第8回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席委員は農業委員は13名で全員ご出席でございます。本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 國部委員と9番 森田委員を指名します。よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 6件

報告第1号 非農地通知について 1件

以上、3議案の8件と、報告1件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町的 字○○ ○○番外○○の 田4筆
2, 910㎡です。

また併せて隣接する里道1筆54.10㎡について一体的な利用の計画がなされております。参考までに、この箇所につきましては担当課である建設課と事前協議が行われておりまして、付け替えや払下げなどの協議が行われております。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転であり、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地であることから第1種農地に該当し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などにつきましては2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書が添付されております。また行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。10番の福田です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、7月16日に現地の状況や転用の内容を調査、確認しましたが、申請地は事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されております。また地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。はい、樋口委員どうぞ。

(質疑・応答)

7番 樋口委員 (挙手)

7番の樋口です。これは数字的なものでちょっと確認をさせていただきたいんですが、資金内訳で土地代が約40,000千円ぐらいになってありますよね。面積的には約2反ほどですね。こんなにするものですか？あの辺の土地って。

事務局

土地代につきましては、平米あたりにつきましては13,700円ほどになっております。以上です。

7番 樋口委員

40,000千円ほどなんで。これはこんなにするのかなあって・・・

事務局

土地代を、今回の全部の面積である約3,000平米で割りますと、平米あたり約13,700円になります。

議 長

全部の面積って、農地と払下げ地の全部でですね。

事務局

はい、そうです。

議 長

はい、他には・・・、あの・・・

(他の委員が挙手なく、マイクなく話し出されてしまう。事務局員も、近くの委員に質問されている状態で、会場が少々騒がしくなる。)

事務局長 (挙手)

議長、よろしいでしょうか。

議 長

はい、事務局長どうぞ。

事務局長

皆様よろしいでしょうか。委員の皆様の発言につきましては、挙手をし、指名を得てから、マイクを使っての発言をお願いします。議事録を作成し公表いたしますので、明確に、どなたが発言されているか把握する必要がありますので、お互いにルールに則ってお願いいたします。

事務局側としましても、答えるときにはきちんと皆様にお伝えするよう、心がけたいと思っております。

議 長

はい、皆さんよろしいでしょうか。先ほどの事務局の回答としては、この全体の面積に対しての土地代金だということで良かったですね。

事務局

はい、そうです。

議 長

他によろしいでしょうか。末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長 (挙手)

2番の末吉です。転用地の、この元地番の一部となっておりますけど、この2筆は分筆してもう確定している分ですね？

事務局

今、分筆登記の途中です。ただし県へも確認しましたがけれども、一部ということで申請から県の許可まで通るということで確認しております。

2番 末吉副会長

これは一応県の許可のあるときには、もう登記の確定しとかんといかんじゃなかですか？ 番地の枝番の付くことになつと思うけど。それはどうですかね？

事務局

もちろん面積は変わらないという前提ですけれども、一部のままの標記で大丈夫ということでした。

2番 末吉副会長

はい、わかりました。それとですよ、借受人（正しくは譲受人）は自営業とありますけど、〇〇とかこういった〇〇につきましては、宅建業関係で何か免許を持っとかんと建てられんっていうことがなかですかね？

事務局

それも一応県に確認したんですけども、個人が経営目的と言いますか〇〇のための建物ということで、自営業のままで申請は受理するというを確認しております。

2番 末吉副会長

はい、わかりました。

議長

他によろしいでしょうか。はい、田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員（挙手）

11番の田淵ですけども、計画には里道の付け替えって説明がありましたけれども、これはどこに付け替えられるんですか？

事務局

計画図をご覧ください。ちょっと見にくいんですけども、〇〇と〇〇が建設されるところが計画図に示してあるんですけども、その下の方に細く繋がった筆がございまして、そこが見にくいので申し訳ないんですけど。

議長

どこかな？ ちょっとわかりにくいけど・・・

事務局

えっと、今度は位置図をご覧くださいよろしいでしょうか。371番の下のところですね。言い換えれば、分筆で一部と表示している2筆の上のところですね。その間のところですね。

(各委員より、これが現里道の位置だと理解した声あり)

事務局

はい。そして付け替え位置が転用地の一番下のところに付く予定となっております。

1 1 番 田淵委員

道路の斜めになってるところですかね？

2 番 末吉副会長

そうね。取付け道路の上に沿って設置されているところね。

事務局

いいえ、それは現里道の位置でして、それが地番界のところに沿ってですねあるんですが、付け替え位置は転用地の一番下のところにですね、設置されますね。

議 長

この図だと、ちょっとわかりにくいね・・・

2 番 末吉副会長

この里道付け替え地は転用地の中に入っているんね？

事務局

はい、入っています。

2 番 末吉副会長

議案書の用途のところに里道のなかけんね。確認で聞きましたが、計画図のここにあって入っているわけね？

議 長

ああ、書きちゃらんけんね。でもここに入っているのね。

事務局

すいません。用途内訳の通路その他のところに含まれております。

議 長

ああ、田淵さん、何か？

1 1 番 田淵委員 (挙手)

あの、今回はですよ、この里道はそのまま里道で残るわけでしょ？ そしたら境界は境界杭かなんかできれいに表示ばすると？

議 長

えーっと、申請者の方お答えはどうですか？

申請者

はい、そういたします。

1 1 番 田淵委員

そうですね。これはあくまで払下げじゃなく付け替えっていうことね。

事務局

そうですが、現里道は転用敷地として活用されますので、払下げを受け、付け替えされるということです。

1 1 番 田淵委員

ああ、そうですね。わかりました。

事務局長（挙手）

議長、よろしいでしょうか。

議 長

はい、事務局長どうぞ。

事務局長

私からですいません。私も以前は（農地転用申請の）担当しとったんですが、この計画図は申請者から出していただいておりますが、申請者の方に確認しますが、転用敷地内のアスファルト舗装などするところを示す意味で、そこを斜線で表記してありますね。

申請者

はい。

事務局長

ありがとうございます。委員さん方は分かれると思いますが、これを表現することは確かにありがたいんですけども、このように資料として、縮小して白黒印刷で使わせていただくと、この斜線が妙にじゃまになって見づらいので、今後申請書類としてお出しされるときには、私ども（事務局）とどういった図が適当か十分に協議をお願いします。

この斜線が無いと、先ほどの里道の現況も、付け替え位置が進入道路の下側、南側に沿ってありますよと、もう少し説明しやすいのではないかと思いましたが、ちょっと委員の皆様もわかりにくかったんじゃないかかと思いましたが、そこは申し訳ありませんが、斜線は舗装されるということを示してあると理解しております。こちらからの意見ですいませんでした。

議 長

そうですね。 事務局長より指摘のあったように、わかりやすい資料作りを心がけることですね。 申請者の方わかっていただきましたかな。 次の申請があるときにはですね、我々も見て、わかりやすい図面が欲しいんですよ。

申請者

はい、そのように心がけたいと思います。

議 長

はい。 田淵さんもよろしいですかね？

11番 田淵委員

はい。

議 長

はい。では、他には？ よろしいですかね？
(なしの声あり)

議 長

ありがとうございました。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

はい。では議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。 受付番号1番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆 327㎡であります。 また併せて隣接する宅地2筆535.1㎡について一体的な利用の計画がなされております。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外につきましては平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、住宅化の状況が住宅の用に供する区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、転用許可基準としましては、周囲の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などにつきましては5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおりまして、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員さんとともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員 (挙手)

12番の真島です。これは内容ではなくて事務局にお願いなんですね。

先ほどのもそうなんですけれども、やっぱり一番大切な許可基準がですね、法令のどこに基づいて許可基準、許可されるかということなので、よければこの(議案書の)適用のところに今のところ用地選定の上とか周辺のどうのとかと許可基準の、この番号ですね、農地区分要件第2の1の(1)のオのとかのあつてしょう?許可基準の。これを書いてもらわんば。

そいけん私たちはその許可基準に基づいて許可しましたよというさい、明確なその意志表示ができると思うんですよね。ただここに、じゃあ、このことについてはどこからきてるかっていうのが、やっぱり聞かれたときには、法律に基準に基づいてって私たちも言われるっけんさい、こいばさい、よかないば書いてくんしゃっき、一回すれば何回でんコピーさるっけんパソコンで、やっぱりこの許可基準が一番大切と思いますので、そこをちょっと、もっと力を入れてね、もちろん内容も重要ですけど、何に基づいてしとるかってすつときには、

この許可基準の番号を、あの、明記していただきたいなあと思います。 以上です。

議 長

事務局は、何か返答がありますか。

事務局

わかりました。次回から記載するようにちょっと検討いたします。

1 2 番 真島委員

記載すつとは、一度やれば後は簡単だと思います。 お願いします。

議 長

適用のところにその許可基準を入れるってことでしょうか？

1 2 番 真島委員

番号のあっきんたさい、その許可基準ねって分かりますからね。

議 長

うん、その許可基準は（委員の）皆さんも分かっとかんとですね。

1 2 番 真島委員

そうです・・・ね。

議 長

事務局は、よろしいでしょうか。

事務局

わかりました。 記載するよう検討いたします。

議 長

では、他にご質疑ございませんかね。 よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第 2 号、受付番号 1 番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 2 号、受付番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

私(事務局長)より説明させていただきます。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので議案書の1ページをお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規3件、再設定3件、内訳は、田15筆の15,971㎡

神埼市の合計は6件、内訳は、田15筆の15,971㎡となっております。

なお、説明しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。 次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、次に利用目的・賃借料など、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田5筆 3,363㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(異義なしの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から3番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町再設定1番から3番の申し出について説明します。設定する内容は、田10筆 12, 608㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)
(異義なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 非農地通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものです。

今回非農地通知する土地につきましては、1ページをご覧ください。名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりです。

場所につきましては、2ページをご覧ください。こちらに位置図、広域図、現地写真を記載しております。

現地は、既に非農地化していることを確認しました。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第8回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉会